

平成31年3月27日

公立大学法人神戸市看護大学評価委員会
委員長 松田 暉 様

神戸市長 久元 喜造

公立大学法人神戸市看護大学役員報酬等の支給基準について

1. 役員報酬の支給基準

(1) 常勤役員（理事長、副理事長、理事）

常勤役員について、月額制を採用する。

① 給料月額

理事長 884,000 円以下

副理事長 884,000 円以下で理事長が定める額

理事 884,000 円以下で理事長が定める額

② 地域手当 法人職員の例による。

③ 通勤手当 法人職員の例による。

④ 期末手当 法人職員の例による。

※1 職員を兼務する理事（以下「職員兼務役員」という。）には、職員の給与規程を適用する。

※2 期末手当については、評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び常勤役員の業績に応じて10/100の範囲内で増額又は減額できるものとする。

(2) 非常勤役員（理事、監事）

① 非常勤役員手当 日額 30,000 円

② 通勤手当 費用弁償（法人職員の旅費の例による。）

(3) 職員兼務役員

役員手当 月額 115,000 円以下で理事長が定める額

※ 学長を除く、職員の給与規程に基づく管理職手当を支給されていない職員兼務役員に限る。

2. 退職手当の基準

(1) 常勤役員（理事長、副理事長、理事）

退職の日におけるその者の給料月額に役員の内職年数を乗じて得た額を支給する。

※退職手当については、評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び常勤役員の業績に応じて10/100の範囲内で増額又は減額できるものとする。

(2) 非常勤役員

非常勤役員に対する退職手当は支給しない。

(3) 職員兼務役員

職員を対象とする退職手当を支給する。